

## 審査基準及び標準処理期間

|      |                    |
|------|--------------------|
| 所属名  | 健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当 |
| 内線番号 | 4757               |

| No. | 項目     | 内容   |
|-----|--------|--|
| ①   | 処分名    | 旅館業の営業者の相続人の承認   |
| ②   | 法令名    | 旅館業法   |
| ③   | 法令番号   | 昭和23年法律第138号   |
| ④   | 根拠条項   | 第3条の3第1項   |
| ⑤   | 処分権者   | 保健所長   |
| ⑥   | 法令の定め  | <p>営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> |
| ⑦   | 審査基準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請が被相続人の死亡後60日以内に行われること</li> <li>・旅館業法第3条第2項、第3項、第3条の3、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第3条による</li> </ul>                              |
| ⑧   | 経由機関名  |  |
| ⑨   | 協議機関名  |  |
| ⑩   | 標準処理期間 | (⑪合計期間)申請のあった日から10日以内  |
|     | 経由機関   |  |
|     | 協議機関   |  |
|     | 当該処分期間 | 申請のあった日から10日以内   |
| ⑫   | 問合せ    | 生活衛生課生活営業担当(075-414-4757)  |
| ⑬   | 備考     |  |